

2 第2項の規定の適用については、企業職員給与条例第2条第3項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、企業職員給与条例第12条の2中「管理者が指定する職を占める職員」とあるのは「管理者が指定する職を占める職員及び熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年熊本県条例第1号）第4条第1項に規定する特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、企業職員給与条例第19条の2第2項中「第4条に規定する職員」とあるのは「第4条に規定する職員及び特定任期付職員」とする。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。ただし、企業職員に係る事項は、公営企業管理者が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 熊本県知事等の給与の特例に関する条例（平成12年熊本県条例第82号）の一部を次のように改正する。
第5号中「管理職手当を支給される職員」の次に「、熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年熊本県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項に規定する特定任期付職員」を加え、「並びに特別職秘書給与条例第3条」を「、特別職秘書給与条例第3条並びに任期付職員条例第4条第1項、第2項及び第3項」に改める。

熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例をここに公布する。

平成15年3月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第2号

熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号。以下「法」という。）第2条第3号、第3条第1項、第5条第1項及び第6条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、熊本県の公設試験研究機関（法第2条第1号に規定する公設試験研究機関をいう。次条において同じ。）の研究業務（法第2条第2号に規定する研究業務をいう。以下同じ。）に従事する一般職の職員（非常勤職員を除く。）について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用除外となる職員）

第2条 法第2条第3号に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職を占める職員とする。

- （1） 公設試験研究機関の長の職
- （2） 公設試験研究機関の長を補佐し、当該公設試験研究機関の業務について部下職員の指揮監督を行う次長等の職
- （3） 公設試験研究機関に置かれる研究所等の長の職

（任期を定めた採用）

第3条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- （1） 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合
- （2） 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者（この号の規定によりかつて任期を定めて採用されたことがある者を除く。）を、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の培養に資する研究業務に従事させる場合

（任期の更新）

第4条 任命権者は、前条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）の任期が5年に満たない場合にあつては採用した日から5年、同条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）の任期が3年に満たない場合（法第4条第3項ただし書の規定により任期が定められた場合を除く。）にあつては採用した日から3年、第2号任期付研究員のうち法第4条第3項ただし書の規定により任期が定められた職員の任期が5年に満たない場合にあつては採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、前項の規定により第1号任期付研究員又は第2号任期付研究員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（給与に関する特例）

第5条 第1号任期付研究員には、次の給料表を適用する。